

一般財団法人川崎市立学校教職員互助会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人川崎市立学校教職員互助会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

(会員)

第3条 この法人に会員を置く。

2 会員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 川崎市立学校の教職員及び教育関係者(退職者を含む)のうち、この法人の主旨に賛同し、理事会の承認を得た者

(2) その他この法人の主旨に賛同し、理事会の承認を得た者

3 会員の権利及び義務、会費その他会員に関する必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、会員の福祉の増進を図るとともに川崎市における教育文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員の福利厚生を増進に関する事業

(2) 会館の管理運営に関する事業

(3) 川崎市民の教育文化の向上に関する事業

(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、各評議員について、当該評議員及びその配偶者または3親等以内の親族（これらに準ずるものとして法令で定めるものを含む。）である評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものとする。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第13条 評議員は無報酬とする。

(委任)

第14条 評議員の選任その他評議員に関する必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 報酬等を支給することができる理事及び監事の選定及び支給額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選定する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面を主たる事務所に備え置かななければならない。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席者のうちからその会議において選出した評議員2名が記名押印する。

3 第1項の議事録は、評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(評議員会運営規約)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議を経て別に定める評議員会の運営に関する規約による。

第6章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事を選任する場合には、各理事について、当該理事及びその配偶者または3親等以内の親族（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、法令及びこの定款で定めるもののほか、理事会の決議を経て別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員会の決議によって、報酬を支給することができる理事及び監事を選定し、その支給額を別に定めることができる。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第32条 この法人は、理事又は監事の法人法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(委任)

第33条 理事及び監事の選任その他役員に関する必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは他の理事がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第4項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会運営規則)

第42条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議を経て別に定める理事会の運営に関する規則による。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第4条及び第5条並びに第11条についても適用する。

(合併等)

第45条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部又は一部の廃止をすることができる。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第47条 この法人の清算に伴う残余財産は、評議員会の決議により、川崎市又はこの法人と類似の目的を有する公益財団法人に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 移行登記の際に就任する役員は、次に掲げる者とする。

理事	垣東 節夫
	手呂内 安雄
	山田 雅太
	垣地 史朗
	秋場 尚樹
	門倉 慎児
	星 千嘉子
	高梨 憲爾
	丸山 美好
	松田 幸夫
監事	深澤 恵
	小椋 信也
	戸張 実

4 この法人の最初の会長は、垣東節夫とする。

5 この法人の最初の専務理事は、手呂内安雄とする。

6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

上関 哲士

西 道生

長谷川 文夫

黒川 保人

中川 通彦

嶋田 和明

倉田 亨

宇都宮 明

森山 泉

森川 みどり

附 則

この改正定款は、平成30年4月1日から施行する。